

## 欧州連合（EU）、EUのハイテク分野を保護するため中国をWTOに提訴

2022年2月18日

JETRO テュッセルト ルフ事務所

欧州連合（EU）は、2022年2月18日、EUが自国のハイテク分野を保護するため、中国の措置がTRIPS協定に矛盾するとして、中国をWTOに同日に提訴する旨、プレスリリース等にて公表した。

本プレスリリースの概要は、以下の通りである。

- ・ 中国は、主要技術（3G、4G、5Gなど）に関する権利（標準必須特許（SEP））を所有するEU企業が、例えば、中国の携帯電話メーカーなどによって違法に特許（SEP）を使用されたり、適切な補償を受けることなく使用された場合に、これらの権利を保護することを厳しく制限している。中国以外の国で裁判を起こした特許権者（SEP所有者）は、しばしば中国で多額の罰金を科せられ、市場価格を下回るライセンス料で和解するよう圧力をかけられる。
- ・ この中国の政策は、欧州のイノベーションと成長に極めて大きなダメージを与え、欧州のテクノロジー企業が技術的な優位性をもたらす権利を行使し、実施する可能性を事実上奪っている。
- ・ 2020年8月以降、中国の裁判所は、ハイテク特許を持つEU企業に圧力をかけ、彼らの技術を正当に保護することを妨げるために、「訴訟差止命令」（Anti-suit injunction）として知られる決定を下している。また、中国の裁判所は、欧州企業が外国の裁判所に訴えることを抑止するために、多額の罰金を科すという圧力をかけている。
- ・ EUはこの問題を中国に何度も提起し、解決策を探ってきたが、効果がなかった。中国の行為はWTOのTRIPS協定と矛盾するため、EUはWTOに協議を要請。
- ・ EUが要請した紛争解決協議は、WTOの紛争解決手続きの最初のステップであり、60日以内に満足のいく解決策が得られない場合、EUはWTOにパネルの設置を要請することが可能。
- ・ 2020年8月、中国の最高人民法院は、中国の裁判所が「訴訟差止命令」を出すことで、特許権者（SEP所有者）が中国以外の（外国の）裁判所に行って特許権（SEP）を行使することを禁止できると判断した。また、最高人民法院は、この命令に違反した場合、1日13万ユーロの罰金という制裁を科すことができると決定した。それ以来、中国の裁判所は、外国の特許権者（SEP

所有者) に対する訴訟差止命令を 4 件<sup>1</sup>採用している。

また EU から WTO に送付された **Request for Consultations by the European Union** では、近年の中国における訴訟の状況を挙げた上で、主に以下の 3 つにおいて課題があるとしている。

- ・ 第一に、中国の当事者が、中国以外の裁判所の判決の執行を他の加盟国の領土で適用したり、中国の裁判所の管轄外で裁判上の救済を求めたりすることを禁止する、一般的かつ将来的に適用される措置として、中国が訴訟差止命令政策を維持すること。
- ・ 第二に、中国の裁判所が、連続した特許権の行使に係る事件において、当事者が他の加盟国の領土で中国以外の裁判所の判決の執行を適用したり、中国の裁判所の管轄外で司法救済を求めたりすることを禁止する訴訟差止命令を出し続けていること。
- ・ 第三に、中国の裁判所が、特許権の行使に係る事件で訴訟差止命令を適用し、当事者が他の加盟国の領土で中国以外の裁判所の判決の執行を適用したり、中国の裁判所の管轄外で司法救済を求めたりすることを禁止している具体例があること。

また、当該文書において、中国による措置が、**TRIPS** 協定における対象の規定による中国が果たすべき義務と矛盾していると考えられるとした内容は、以下の通りである。

- ・ 中国の措置は、特許権者の同意を得ていない第三者が、特許の主題である製品、または特許された製法によって直接得られた製品を製造、使用、販売のために提供、販売、または輸入することを防止するための特許権者の排他的権利の行使を制限し、または制限しようとするもの (**TRIPS** 協定第 1 条第 1 項第 1 文、**TRIPS** 協定第 28 条第 1 項)
- ・ 特許権者 (**SEP** 所有者) が中国以外の裁判所にアクセスすることを禁止する中国の措置は、特許権者のライセンス契約を締結する権利の行使を制限している、または制限しようとしている (**TRIPS** 協定第 1 条第 1 項第 1 文、**TRIPS** 協定第 28 条第 2 項)。
- ・ 中国の措置は、正当な貿易に対する障壁となり、執行手続の濫用に対するセーフガードを規定していない。中国の措置は、他の加盟国の特許権者が、**TRIPS** 協定の対象となる知的財産権の侵害行為に対して、侵害を防止するための迅速な救済措置や、さらなる侵害に対する抑止力となる救済措置など、効果的な行動を可能にする執行手続を利用することを妨げ、または妨げようとするため、正当な貿易

---

<sup>1</sup> ①*Xiaomi v InterDigital* - Wuhan Intermediate People's Court、②*ZTE v Conversant* - Shenzhen Intermediate People's Court、③*OPPO v Sharp* - Shenzhen Intermediate People's Court、④*Samsung v Ericsson* - Wuhan Intermediate People's Court

に対する障壁となる。さらに、中国は、他の加盟国の執行手続への影響をほとんど考慮せずに、世界的な訴訟差止命令を認めることで、訴訟手続の濫用に対するセーフガードを提供していない（TRIPS 協定第 41 条第 1 項第 2 文）。

- ・ 中国の措置が、他の加盟国の司法当局が、中国での特許訴訟に関わる特許権者の要求に応じて当事者に侵害の中止を命じることを妨げ、または妨げようとしている（TRIPS 協定第 1 条第 1 項第 1 文、TRIPS 協定第 44 条第 1 項）。
- ・ 中国は、最終的な司法判断を公表しておらず、また、政府や権利者がそれを知ることができるような方法で公に利用可能にしていない（上記脚注 1 における①～③の判決については EU が調査しても発見することができないとしている）。これについて、2021 年 7 月 6 日に、EU が中国に対して TRIPS 第 63 条第 3 項に基づく情報提供要請を行ったのに対し、2021 年 9 月 7 日に、中国は TRIPS 協定の下ではその要請に応える義務はないと回答し、完全な説明を提供しなかったことは、TRIPS 協定第 63 条第 3 項に基づく中国の義務に矛盾している、等としている。

上記プレスリリースでも触れているように、今回の紛争解決協議は、60 日以内に満足のいく解決策が得られない場合に、EU は WTO にパネルの設置を要請することが可能となる<sup>2</sup>。SEP は、それが用いられる製品及び産業の広がりから、日本を含めた各国において紛争解決の予見性を高めるための検討がなされており、今後、WTO においてどのような判断がなされるかについて注目される。

（参考）TRIPS 協定（抜粋）<sup>3</sup>

#### 第 1 条 義務の性質及び範囲

(1) 加盟国は、この協定を実施する。加盟国は、この協定の規定に反さないことを条件として、この協定において要求される保護よりも広範な保護を国内法令において実施することができるが、そのような義務を負わない。加盟国は、国内の法制及び法律上の慣行の範囲内でこの協定を実施するための適当な方法を決定することができる。

(2)～(3) 略

#### 第 28 条 与えられる権利

(1) 特許は、特許権者に次の排他的権利を与える。

(a) 特許の対象が物である場合には、特許権者の承諾を得ていない第三者による当該物の生産、使用、販売の申出若しくは販売又はこれらを目的とする輸入を防止する権利(注)

(注)

輸入を防止する権利は、物品の使用、販売、輸入その他の頒布に関してこの協定に基づいて与えられる他のすべての権利と同様に第 6 条の規定に従う。

<sup>2</sup> <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/wto/funso/seido.html>

<sup>3</sup> <https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/trips/index.html>

(b) 特許の対象が方法である場合には、特許権者の承諾を得ていない第三者による当該方法の使用を防止し及び当該方法により少なくとも直接的に得られた物の使用、販売の申出若しくは販売又はこれらを目的とする輸入を防止する権利

(2) 特許権者は、また、特許を譲渡し又は承継により移転する権利及び実施許諾契約を締結する権利を有する。

#### 第 41 条

(1) 加盟国は、この部に規定する行使手続によりこの協定が対象とする知的所有権の侵害行為に対し効果的な措置(侵害を防止するための迅速な救済措置及び追加の侵害を抑止するための救済措置を含む。)がとられることを可能にするため、当該行使手続を国内法において確保する。このような行使手続は、正当な貿易の新たな障害となることを回避し、かつ、濫用に対する保障措置を提供するような態様で適用する。

(2)～(5) 略

#### 第 44 条 差止命令

(1) 司法当局は、当事者に対し、知的所有権を侵害しないこと、特に知的所有権を侵害する輸入物品の管轄内の流通経路への流入を通関後直ちに防止することを命じる権限を有する。加盟国は、保護の対象であって、その取引が知的所有権の侵害を伴うことを関係者が知るか又は知ることができる合理的な理由を有することとなる前に当該関係者により取得され又は注文されたものに関しては、当該権限を与える義務を負わない。

(2) 略

#### 第 63 条

(1) この協定が対象とする事項(知的所有権の取得可能性、範囲、取得、行使及び濫用の防止)に関し加盟国が実施する法令、最終的な司法上の決定及び一般に適用される行政上の決定は、各国政府及び権利者が知ることができるような方法により当該加盟国の国語で公表し又は、公表が実際的でない場合には、公に利用可能なものとする。各加盟国の政府又は政府機関の間において有効なこの協定が対象とする事項に関する合意も公表する。

(2) 略

(3) 各加盟国は、他の加盟国からの書面による要請に応じて、(1)に規定する種類の情報を提供することができるように準備する。加盟国は、知的所有権の分野に関する特定の司法上若しくは行政上の決定又は2国間協定がこの協定に基づく自国の権利に影響を及ぼすと信じるに足りる理由を有する場合には、当該特定の司法上若しくは行政上の決定若しくは2国間協定を利用すること又はこれらの十分詳細な情報を得ることを書面により要請することができる。

(4) 略

－ 欧州委員会によるプレスリリースは、以下参照 －

[EU challenges China at the WTO to defend its high-tech sector](#)

－ 欧州委員会からの提訴文書は、以下参照 －

[Request for Consultations by the European Union](#)

－ SEP に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 －

- ・ [欧州委員会、標準必須特許 \(SEP\) に関するパブリック・コンサルテーションを開始 \(2022 年 2 月 15 日\) \(PDF\)](#)
- ・ [欧州委員会、標準必須特許 \(SEP\) の新たな枠組みに関するイニシアチブの計画等を公表 \(2021 年 7 月 15 日\) \(PDF\)](#)
- ・ [欧州委員会、標準必須特許 \(SEP\) のライセンス及び評価に関する専門家グループの活動報告書を公表 \(2021 年 2 月 26 日\) \(PDF\)](#)
- ・ [デュッセルドルフ地方裁判所、標準必須特許のライセンス交渉に関する質問を欧州連合司法裁判所に付託 \(2020 年 11 月 27 日\) \(PDF\)](#)
- ・ [欧州委員会、知的財産に関する行動計画を採択・公表 \(2020 年 11 月 25 日\) \(PDF\)](#)
- ・ [英国最高裁判所、英国の標準必須特許 \(SEP\) のグローバルライセンス等に関する 2 つの事件につき、上告を棄却 \(2020 年 8 月 27 日\) \(PDF\)](#)
- ・ [英国控訴院、標準必須特許 \(SEP\) に係る FRAND ライセンシング条件をめぐる Unwired Planet v. Huawei 事件について控訴を棄却 \(2018 年 10 月 23 日\) \(PDF\)](#)
- ・ [欧州委員会、標準必須特許 \(SEP\) に係る専門家グループの立ち上げを開始 \(2018 年 7 月 9 日\) \(PDF\)](#)
- ・ [欧州委員会、知的財産権保護及びイノベーションの強化に係る対策を公表 \(標準必須特許 \(SEP\) に係るガイダンスを含む\) \(2017 年 11 月 29 日\) \(PDF\)](#)
- ・ [欧州連合司法裁判所、標準必須特許権侵害の救済をめぐるデュッセルドルフ地方裁判所の付託質問に対して判決 \(2015 年 7 月 17 日\) \(PDF\)](#)

(以上)